

恵那市 自治会活動支援 ハンドブック



令和7年度

目次

はじめに	ページ
1 自治会活動・手続き	
1-1 広報えなの配布	1
1-2 集会所等の固定資産税・都市計画税の減免	2
1-3 認可地縁団体等の法人市民税の減免	2
1-4 地域集会施設建設費補助事業	3
2 環境整備	
2-1 ごみステーション設置(変更)申請	5
2-2 ごみステーション(補修)設置に必要な原材料の支給	6
2-3 環境美化活動のごみ袋の配布	7
2-4 環境美化活動に伴うごみ処理費の助成	8
2-5 ごみステーション資材と啓発看板の支給	9
2-6 台風等による不燃・資源ごみ収集の取り扱い	10
3 道路整備	
3-1 みんなの道愛護事業交付金	11
3-2 凍結防止剤の配布	12
3-3 道路等の修繕に係る原材料等の支給	13
3-4 道路に異常があった場合の対応	14
3-5 道路・河川等の改修などについて	15
3-6 道路沿いの危険木伐採事業補助金	16
4 防犯・防災等	
4-1 LED防犯灯設置費用の補助	17
4-2 防犯設備整備費用の補助	18
4-3 消火栓用放水器具等の設置及び修繕並びに消火栓の設置要望	19
5 その他	
5-1 コミュニティ助成(宝くじ助成)	20
5-2 緑の募金	22
5-3 社会福祉協議会 会費募集	23
5-4 共同募金「赤い羽根・歳末たすけあい」	24
5-5 日本赤十字社 社資募集	25
5-6 出前講座	26
5-7 自治会の法人化(認可地縁団体)	27

はじめに

自治会は、防犯防災、地域の環境維持、見守り等、私たちの地域社会において無くてはならない存在です。特に大規模災害の教訓から、互助・共助の重要性がクローズアップされ、地域コミュニティの役割はさらに重要視されています。しかしながら、少子高齢化や人口減少、価値観やライフスタイルの多様化による会員の減少が全国的な課題となっています。

当市においても、近年、「行事の継続が難しい」「役員の負担が大きい」「役員の引き受け手がいない」といった声を聞く機会が多くなり大きな課題と捉えています。

そのような中で、自治会役員の皆様の手間や負担を少しでも軽減することを目的に、主だった手続きや制度をとりまとめた「自治会活動支援ハンドブック」を作成し、毎年見直しを行い、自治会長の皆様にお配りしています。

このハンドブックが、少しでも自治会役員の皆様のお役に立ち、自治会運営の一助になれば幸いです。

令和7年3月

恵那市地域自治区会長会議

1 自治会活動・手続き

1-1 広報えなの配布

事業の内容	広報えなを各家庭に届けるため、自治会内での配布協力をお願いしています。
募集期間	原則毎月 1 日に発行 ※発行日が、土・日曜日、祝日の場合には、その前の平日に発行 ※1 月号は 12 月 24 日頃に発行予定
補助金額	地域の自治連合会に対して、配布世帯数に応じた広報配布謝礼をお支払いします。
その他事項	【配布方法】 発行日に、シルバー人材センターから各自治会長宅へ配布します。 その後、自治会内の各家庭へ配布してください。 ※大井町と長島町は 2 日間にわたり配布するため、発行日より前に配布する地域があります。 【同時配布物】 次のものについて、広報えなの配布に合わせて同時に配布をお願いします。 ・市や関係団体が作成するもの (例)議会だより、いっしょに手をつなご、各種チラシ など ・地域自治区代表者会議で配布を認めたもの (例)地域限定通信 など ※毎号、同時配布物や回覧する物が分かるように、各自治会長宅へお届けします。
担当課	総務課
電話番号	0573-26-6802
メールアドレス	info@city.ena.lg.jp

1-2 集会所等の固定資産税・都市計画税の減免

事業の内容	公共性または公益性のある目的に使用しており、無償・無料で提供している場合、該当の固定資産税等について、申請日以降の納付期限に係る納付額を減免します(集会所・集積場・祠・神社等)。
対象者	該当の資産所有者・代表者
申請期間	納付期限の 7 日前までに申請してください。 ※毎年申請が必要で、前年度の対象者に通知します。
申請書類	・固定資産税、都市計画税の減免申請書 ・公益のために直接占用する固定資産であることを立証する書類
担当課	税務課資産税係
問い合わせ先	0573-26-6815 zeimu@city.ena.lg.jp

1-3 認可地縁団体等の法人市民税の減免

事業の内容	認可地縁団体にかかる法人市民税均等割額の全額を減免します。
補助金対象団体	法人格を取得した地縁団体(認可地縁団体)
募集時期	申告期限の 7 日前までに申請してください。 ※毎年申請が必要で、前年度の対象者に通知します。
その他事項	収益事業を行っていない法人に限ります。 【申請書類】 ・法人等の市民税減免申請書 ・収益事業を行っていないことを証する書類(決算資料など)
担当課	税務課市民税係
問い合わせ先	0573-26-6814 zeimu@city.ena.lg.jp

1-4 地域集会施設建設費補助事業	
事業の内容	地域集会施設の建設、改修に補助金を交付します。自治会など地域で設ける集会所の建築や改修の費用の一部を市が助成します。
補助金対象団体	地域集会施設建設事業を実施する自治会または自治会の連合体
募集期間	通年 ただし、予算措置の必要がありますので、集会所設備の前年の 9 月頃までにお知らせください。(翌年度に事業を計画している自治会は事前にご相談ください。)
補助金額	・新築、増築の場合：補助対象経費×0.3 限度額 600 万 ・改修の場合：補助対象経費×0.3 限度額 200 万円)
補助対象経費	【新築、増築の場合】 建築主体工事費、電気工事費、給排水衛生設備工事費など地域集会施設を建設するための必要な経費。ただし、造成費、撤去費、備品費(据付け備品以外の備品)等は補助対象外とします。 【改修の場合】 建築主体工事費、電気工事費、給排水衛生設備工事費等地域集会施設を建設するために通常必要な経費。バリアフリー工事、スロープ・手すりの設置工事、トイレの水洗化工事、耐震補強工事。ただし、撤去費、備品費(据付け備品以外の備品)等は補助対象外とします。
その他事項	・補助金の申請は、必ず着工前にお願いします。 ・補助対象事業は同じ会計年度内で完了してください。 ・支払いは完成払いです。 ・市の補助を受けて建築した集会所等を改修する場合は、建築後 15 年以上

	経過した施設のみ補助対象(ただしバリアフリー工事、スロープ・手すりの設置工事、トイレの水洗化工事、耐震補強工事または自然災害や火災などの原因による改修は、建築後 15 年未満も補助対象とします)。 ・各補助事業は次の要件を満たすことが条件となります。 ① 新築 床面積が延べ 20 平方メートル以上であること。 ② 増築 増加する床ベ面積が延 10 平方メートル以上であること。 ③ 改修 改修にかかる費用が 100 万円以上で、建築後 15 年以上経過した施設であること。
担当課	地域振興課
電話番号	0573-26-6810
メールアドレス	chiikishinko@city.ena.lg.jp

2 環境整備

2-1 ごみステーション設置(変更)申請	
事業の内容	ごみステーション(ごみの排出や収集の拠点)の設置、設置場所の変更申請
対象団体	(1)自治会長 (2)集合住宅の所有者、開発業者又は管理者
対象(募集)期間	通年
その他事項	【設置基準】 ごみステーションは、次の要件を備えているものとします。 ① ごみステーションを利用する世帯数は、概ね 20 世帯につき1か所であること。ただし、集合住宅においては、8 戸(室)以上につき1か所とする。 ②収集作業及びごみ収集車の方向転換並びに通り返しが可能な道路に面していること。 ③道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)に抵触することなく、ごみ収集車が停車して安全に収集作業を行うことができること。 ※担当者が現地を確認のうえ判断します。 【提出書類】 ・ごみステーション設置等(新設・変更・廃止)申請書 ・自治会長同意書 ・土地承諾書 ・添付資料 申請場所がわかる地図等 ※ ごみステーションの設置等を行おうとする日の 30 日前までに提出をお願いします。
担当課	環境課
電話番号	0573-26-6847
メールアドレス	kankyou@city.ena.lg.jp

2-2

ごみステーション(補修)設置に必要な原材料の支給

事業の内容	ごみステーションを設置(補修)する為に必要な資材の支給
対象団体	ごみステーションを設置(補修)する自治会等
募集期間	通年
対象経費 (原材料)	アスファルト、生コンクリート、セメント、コンクリートブロック等 ※フェンス、構造物は支給しません。
その他事項	【提出書類】 ・ごみステーション管理用原材料支給申請書 ・土地所有者の承諾書、付近見取り図、着手前写真 ※必ず事前にご相談ください。
担当課	環境課
電話番号	0573-26-6847
メールアドレス	kankyou@city.ena.lg.jp

2-3 環境美化活動のごみ袋の配布

事業の内容	不法投棄された廃棄物の清掃をボランティアで実施する団体(自治会・会社・任意団体等)に対し、ごみ袋の配布
補助金対象団体	市道などの公共用地等やその沿線で環境美化活動を実施する団体
募集期間	通年
その他事項	環境美化活動に伴うごみ袋の配布・ごみ搬入申込書を事前に提出。
担当課	環境課
電話番号	0573-26-6847
メールアドレス	kankyou@city.ena.lg.jp

2-4 環境美化活動に伴うごみ処理費の助成

事業の内容	不法投棄された廃棄物を処理する際に、その処理費用を助成。 (環境美化をボランティアで実施した場合)
補助金対象団体	恵那市内の公共用地またはそれに準じた土地やその沿線で環境美化活動を実施する団体等
募集期間	通年
補助金額	助成する額は、廃棄物処理にかかる処分費用のみとし、予算の範囲内で助成。 ただし、運搬にかかった人件費及び燃料代等は対象外です。
対象品目	助成対象品目 エアコン(室外機、ウインドタイプ含む) テレビ 冷蔵庫・冷凍庫 洗濯機(衣類乾燥機は除く) パソコン用モニター(ブラウン管式) タイヤ・消火器・その他処分費を必要とする物で市長が適当と認めるもの。
その他事項	提出書類 ・環境美化に伴うごみ処理費助成金交付申請書 ・環境美化活動に伴うごみ処理完了報告書兼請求書(現地の地図と現物の写真を添付) ※必ず処分前にご相談をお願いします。
担当課	環境課
電話番号	0573-26-6847
メールアドレス	kankyou@city.ena.lg.jp

2-5 ごみステーション資材と啓発看板の支給

事業の内容	ごみステーション資材や啓発看板を支給
補助金対象団体	自治会等
募集期間	通年
対象経費(資材)	・カラスネット(4m×4mもしくは3m×3m) ・磁気選別棒 ・点検ハンマー ・啓発看板 「不法投棄は犯罪です」 「ポイ捨て禁止」 「ペットの糞害」 「監視カメラ作動中」
その他事項	更新も対象です。
担当課	環境課
電話番号	0573-26-6847
メールアドレス	kankyou@city.ena.lg.jp

2-6 台風等による不燃・資源ごみ収集の取り扱い

内容	台風等で不燃・資源ごみの収集の変更・中止を行う際の該当地域へのお知らせ
収集の変更・中止について	【収集予定日の前日までに台風が通過する場合】 ■<u>時間をずらしてコンテナの配布、収集をします。</u> ① コンテナは、当日の午前 8 時 30 分までに配布します。 (通常は収集予定日前日までに配布) ② 収集開始時間を遅らせることがあります。 (通常は午前 8 時 30 分から開始) 【収集予定日に台風が通過する場合】 ■<u>収集を中止します。</u> ① コンテナは配布しません。 ② 中止となった地区は、エコセンター恵那または恵南クリーンセンターあおぞらへ直接搬入していただくか、次月の収集日にお出しいただくようお願いします。
その他事項	収集予定日前日の正午までに判断し、お知らせします。 【周知方法】 ① 告知方法(各地域の定刻放送) ② 市民メール(前日午後 3 時頃を予定) ③ ホームページに掲載 ※可燃ごみは原則収集します。
担当課	環境課
電話番号	0573-26-6847
メールアドレス	kankyou@city.ena.lg.jp

3 道路整備

3-1 みんなの道愛護事業交付金

事業の内容	国・県・市道沿いの草刈りや側溝清掃、道路にはみ出た枝払いなどの維持・清掃活動を行っていただいた場合に、交付金を交付します。 申請書類などは、建設課または振興事務所にご提出ください。
補助金対象団体	・町や区、自治会 ・その他、会員が概ね5名以上の有志団体(壮健クラブなど)
申請期限	5 月末日まで
補助金額	道路延長 100mあたり 2,000 円以内 ※1:延長距離は、100m 未満切り捨て ※2:全体予算を越えた場合は、按分により交付金額を調整します。
対象経費	交付金のため、使途は各団体などで検討ください。
その他事項	【事業の概要】 ・事業対象は、100m 以上となります。 ・年 2 回以上の維持活動を行ってください。 ・活動の年間実績報告後に交付金を交付します。 【併用制度】 ・支障木等の伐採などで機械機器(重機等)が必要な場合は、<u>別途ご相談ください。</u> 【当制度活用をお願い】 恵那市が管理する市道は、約 1,140km あるため、限られた予算の中でそのすべての路線に対して草刈りなどの維持管理を行うことは、現実的に困難となっています。

	各自治会周辺などの身近な道路については、この制度をご活用いただき、皆様のご支援を賜りながら道路環境維持に努めたいと存じますので、ご理解・ご協力をお願いします。
担当課	建設課管理係
電話番号	0573-26-6834
メールアドレス	kensetsu@city.ena.lg.jp

3-2 凍結防止剤の配布

事業の内容	冬期に、市道に散布いただくための凍結防止剤を、建設課または振興事務所で配布します。 各窓口でお申し出ください。
補助金対象者	すべての方
募集期間	冬期(概ね 12 月～3 月)
その他事項	配布上限は、1 回あたり 3 袋(1 袋 25kg)まででお願いします。 市役所の閉庁日(土日祝日、年末年始)は、市役所の宿直へお申し出ください。
担当課	建設課管理係
電話番号	0573-26-6834
メールアドレス	kensetsu@city.ena.lg.jp

3-3 道路等の修繕に係る原材料等の支給

事業の内容	市道や法定外公共物(※)の補修・修繕や、交通安全設備(カーブミラー、注意喚起看板など)の設置を行っていただく際の、原材料を現物支給します。 ※法定外公共物:赤線(里道)、青線(水路)、普通河川など また、自身で工事される際に、機械機器(重機等)が必要な場合は、借上料を市が負担します。 実施のご希望がありましたら、ご相談ください。
対象団体	自治会、団体、個人など
募集期間	年間通して受付 ※予算が無くなり次第終了
補助金額	予算の範囲内で、他の申請状況も含め相談
対象経費	原材料を現物支給します。 ・側溝、グレーチング ・アスファルト合材 ・砂利 ・カーブミラー、ガードレール ・道路の注意喚起看板(例:「通学路」「凍結注意」)など ※その他、必要な原材料がありましたら、お気軽にご相談ください。 ※機械機器(重機等)が必要な場合は、ご相談ください。
その他事項	設置などの工事は、申請者で行っていただきます(施工業者に委託する場合も、申請者の方の負担となります)。
問い合わせ先	建設課事業第1係 0573-26-6836 事業第2係 0573-26-6837 kensetsu@city.ena.lg.jp

3-4 道路に異常があった場合の対応

事業の内容	道路に穴ぼこや陥没、張り出した木の枝や倒木など、異常を発見されましたら、至急建設課または振興事務所までご連絡ください。
募集期間	年間通して受付(市役所閉庁日も受付)
その他事項	市役所の閉庁日(土日祝日、年末年始)は、市役所宿直(0573-26-2111)にご連絡ください。 国県道や農道、林道など、建設課以外が管理する施設でも各管理者に連絡しますので、管理者が不明の場合も建設課へ一報をお願いします。 え～なびアプリからも投稿できます。
担当課	建設課管理係
電話番号	0573-26-6834
メールアドレス	kensetsu@city.ena.lg.jp

3-5 道路・河川等の改修などについて

事業の内容	道路・河川等について改修の要望がありましたら、要望書の提出をお願いします。要望書は、建設課または振興事務所にご提出ください。
募集期間	年間通して受付
その他事項	・道路の改修をご希望の場合は、具体的内容と改修場所や区間などが分かるように記載した要望書をご提出ください。 ・いただいた要望については、現地確認のうえ総合的に検討して対応させていただきます。 ・要望される箇所の写真と地図を添付してください。 ・内容によっては関係機関(国や県など)に取り次ぐ場合もあります。 ※県道や1級河川の関係は、県(恵那土木事務所)の所管となりますが、恵那市役所建設課へ要望書をご提出いただければお取り次ぎいたします。
担当課	建設課事業第1係、事業第2係
電話番号	0573-26-6836、0573-26-6837
メールアドレス	kensetsu@city.ena.lg.jp

3-6 道路沿いの危険木伐採事業補助金

事業の内容	市内の道路沿いにおいて、倒木による被害の発生を未然に防止するため、危険木の伐採や除去を行う者に対し、伐採や除去に要する費用に対して補助します。 事前に申請が必要であり、申請書類などは、建設課または振興事務所に提出してください。
補助金対象者	(1)危険木を所有し、占有し、または管理する方 (2)危険木の所有者に伐採や除去の承諾を得た方
募集期間	年間通じて受付 ※予算が無くなり次第終了
補助金額	補助対象経費の2分の1に相当する額とし、30万円が限度です。 ただし、補助対象事業の道路が通学路か緊急輸送道路の場合は、補助対象経費の3分の2に相当する額とし、40万円が限度です。 補助金額の1,000円未満の端数は切り捨てます。
対象経費	事業者を支払う伐採に必要な経費 ただし、補助対象事業の実施により収益が発生したときは、当該収益に相当する額を除く。
その他事項	補助対象道路は、道路法第3条、建築基準法第42条に規定する道路と恵那市立小学校や中学校が認定した通学路です。
担当課	建設課管理係
電話番号	0573-26-6834
メールアドレス	kensetsu@city.ena.lg.jp

4 防犯・防災等

4-1 LED 防犯灯設置費用の補助	
事業の内容	自治会が設置や管理する防犯灯の設置などの経費を補助します。 申請書類などは、建設課または振興事務所にご提出ください。
補助金対象団体	区、自治会など
募集期間	年間通して受付 ※予算が無くなり次第終了
補助金額	自治会が管理していたか市から自治会に管理移管された防犯灯の設置や更新に要した経費の 2 分の1(千円未満切捨)以内の額とし、1 基あたりの補助限度額は以下のとおりです。 【1 基当たりの補助限度額】 ① LED 防犯灯の設置や更新:35,000 円 ② ポール付き LED 防犯灯の設置や更新:45,000 円
対象経費	防犯灯の設置や更新に要した経費 ・機械機器料 ・設置工事費 ・電気料契約切り替え事務手数料 ※既存の防犯灯撤去費用は、補助対象外です。
その他事項	市から自治会へ管理移管できなかった防犯灯は、市で撤去しました。
担当課	建設課管理係
電話番号	0573-26-6834
メールアドレス	kensetsu@city.ena.lg.jp

4-2 防犯設備整備費用の補助

事業の内容	恵那市内において新たに防犯カメラを設置するものに対し、その設置費用の一部を予算の範囲内で補助金を交付します。
補助金対象団体	(1)地域自治区及び自治会等 (2)商店会
募集期間	通年
補助金額	補助対象経費に補助率を乗じた額(千円未満の端数は、切り捨てる。)または補助限度額のいずれか低い額とします。補助率は2分の1で補助限度額50万円です。
対象経費	地域の防犯活動の一端を担う防犯カメラを設置するために必要な経費。ただし、次に掲げるものを除く。 (1)維持または管理に要する費用 (2)地代及び占用料 (3)市長が補助対象経費として不適当と認めるもの 防犯カメラを賃貸借契約において設置するときは、その費用のうち防犯カメラを設置するために必要な経費相当額を補助対象経費とします。ただし、補助対象経費が明確に区分でき、かつ、補助対象経費をあらかじめ一括して支払う場合に限ります。
その他事項	・補助金の申請は、必ず着工前にお願いします。 ・補助対象事業は同じ年度内で完了してください。 ・防犯カメラの設置について地域住民等の関係者の同意が必要です。 ・画像データの保存期間は、防犯カメラの有用性に配慮した日数としてください。ただし、記録した日から30日を超えないようお願いします。
担当課	危機管理課
問い合わせ先	0573-26-6805 kikikanri@city.ena.lg.jp

4-3 消火栓用放水器具等の設置及び修繕並びに消火栓の設置要望

事業の内容	各地域で消火栓用放水器具の設置や修繕並びに消火栓の設置要望を提出していただき、要望多数時は優先順位を付け設置や修繕していきます。
補助金対象団体	地域要望されました町、区、自治会等
募集期間	① 消火栓用放水器具設置、修繕要望 …… 通年(随時受付) ② 消火栓設置要望…………… 4 月初旬～6 月末日 ③ 消火栓修繕…………… 通年(随時受付)
対象経費	この事業につきましては、予算内で設置及び修繕していきますので事業の内容で記載したとおり、各地域からの要望多数の場合は緊急性等優先順位をつけて行いますのでご了承ください。
その他事項	○消火栓用放水器具設置要望 ・放水器具等設置申請書(様式第 1 号) ・承諾書(様式第 3 号) ○消火栓用放水器具修繕要望 ・消防放水器具等修繕・請求申請書(様式第 2 号) ○消火栓の設置要望 任意様式 ※上記の申請書には設置場所の位置図(地図)を添付してください。 ※消火栓の設置場所については、原則恵那市市有地とし、私有地等の場合は無償貸与となりますのでご了承ください。 ○消火栓修繕 任意様式 ※上記の申請書には設置場所の位置図(地図)を添付してください。
担当課	消防本部消防課
問い合わせ	0573-26-0297 syoubou-ka@city.ena.lg.jp

5 その他

5-1 コミュニティ助成(宝くじ助成)	
①コミュニティ活動に必要な設備等への助成	
事業の内容	一般財団法人自治総合センターが、住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等(建物、消耗品は除く)の整備に関する事業を助成するとともに、宝くじの普及広報事業を行うものです。
対象団体	市町村が認めるコミュニティ組織(自治会等) ※特定の目的で活動する団体等は除きます。
申請期間	事業実施の前年度の8月～9月頃 ※(一財)自治総合センターから県を經由して募集があります。申請を希望される方は事前にお問い合わせください。
助成金額	100万円～250万円
助成対象経費	自治会活動などコミュニティ備品の購入にかかる経費(100万円以上) 詳しくはご相談ください。
その他事項	この制度は、助成申請をした翌年度の採択となり、事業実施も申請の翌年度となります。申請書は、市を經由して県に提出します。 採択された場合に市から補助金として助成されます。

②集会所の建設や大規模改修への助成

事業の内容	一般財団法人自治総合センターが、住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、集会所の建設または大規模改修の助成をするとともに、宝くじの普及広報事業を行うものです。
対象団体	認可地縁団体(法人化している自治会等)
申請期間	改修を予定されている年度の前年度の 8 月～9 月頃 ※(一財)自治総合センターから県を經由して募集があります。申請を希望される方は事前にお問い合わせください。
助成金額	対象となる経費 5 分の 3 以内に相当する額。上限 1,500 万円
助成対象経費	施設の建設又は大規模改修に要する経費。ただし、土地の取得や撤去費等、建築基準法上(法第 2 条第 14 号)の大規模修繕に該当しない改修、既存建物の増築は対象外です。
その他事項	この制度は、助成申請をした翌年度の採択となり、事業実施も申請の翌年度となります。申請書は、市を經由して県に提出します。 採択された場合に市から補助金として助成されます。
担当課	地域振興課
電話番号	0573-26-6810
メールアドレス	chiikishinko@city.ena.lg.jp

5-2 緑の募金

事業の内容	国土緑化推進事業の一環である「緑の募金」の募集について、募金の取りまとめの協力のお願い。
対象団体	各自治会
募集期間	毎年 4 月 1 日から 5 月 31 日まで
その他事項	毎年4月広報えなと同時に、緑の募金チラシと羽根を配布しますので、各自治会で各戸に配布していただきます。1戸あたり100円の募金を集めていただき、林政課(振興事務所)の窓口または、指定の口座へ納付をお願いします。
担当課	恵那市緑化推進委員会(農林部林政課)
電話番号	0573-26-6833
メールアドレス	rinsei@city.ena.lg.jp

5-3 恵那市社会福祉協議会 会費募集

事業の内容	恵那市社会福祉協議会の各 13 社協支部における地域福祉活動の財源確保のため、自治会員各世帯一口 500 円から募集し取りまとめて納入いただくもの
対象団体	各自治会
募集期間	ゴールデンウィーク明け～6 月末
その他事項	納入は、ゴールデンウィーク前に各自治会長宛に届けられる会費納付書と現金を以下の窓口にご提出をお願いします。 【大井、長島地区】 恵那市役所社会福祉課、恵那市福祉センター(大井町 727 番地 11) 【東野、三郷、武並、笠置、中野方、飯地】 各振興事務所 【岩村、山岡、明智、串原、上矢作】 各振興事務所、各福祉センター
担当課	社会福祉課 (依頼者 恵那市社会福祉協議会)
電話番号	社会福祉課 0573-26-6824 恵那市社会福祉協議会 0573-26-5220
メールアドレス	shakyou@enat.org

5-4 共同募金「赤い羽根・歳末たすけあい」募集

事業の内容	共同募金実施のため、自治会員各世帯1口 550 円を募集し、取りまとめて納入いただくもの
対象団体	各自治会
募集期間	10 月 1 日～12 月末
その他事項	納入は 9 月下旬に各自治会長宛に届けられる納付書と現金を以下の窓口にご提出ください。また納付書と併せて赤い羽根型シールをお届けしますので、募金いただいた世帯に配布してください。 【大井、長島地区】 恵那市役所社会福祉課、恵那市福祉センター（大井町 727 番地 11） 【東野、三郷、武並、笠置、中野方、飯地】 各振興事務所 【岩村、山岡、明智、串原、上矢作】 各振興事務所、各福祉センター
担当課	社会福祉課（依頼者 恵那市社会福祉協議会）
電話番号	恵那市社会福祉協議会 0573-26-5220
メールアドレス	shakyou@enat.org

5-5 日本赤十字社 社資募集

事業の内容	日本赤十字社の活動資金確保のため、自治会員各世帯 1 口 500 円から募集し、取りまとめて納入いただくもの ※社資：日赤用語で納付金
対象団体	各自治会
募集期間	ゴールデンウィーク明け～6 月末
その他事項	納入は、ゴールデンウィーク前に各自治会長宛に届けられる領収書の控えと現金を以下の窓口にご提出ください。 【大井、長島地区】 社会福祉課、恵那市福祉センター(大井町 727 番地 11) 【上記以外の地区】 各振興事務所
担当課	日本赤十字社岐阜県支部恵那市地区事務局(社会福祉課)
電話番号	0573-26-2117
メールアドレス	shakaifukushi@city.ena.lg.jp

5-6 出前講座

事業の内容	市の職員や市民講師が地域に出向き、学習機会を提供します。地域自治区制度やごみの分別について等、自治会活動に役立つ講座もあります。 ※詳細は年2回配布する恵那市民大学ガイドブックをご覧ください。
対象団体	恵那市内に在住または在勤または在学しており、5人以上で構成された団体やグループなど(自治会等)
募集期間	通年 ※講座開催希望日の3カ月前から2週間前までに申し込みください。
その他事項	【開催場所】 開催場所は市内に限ります。会場の手配や準備、催しの告知などは利用者が行ってください。ただし、行政編では、施設見学など講座場所を指定している講座があります。 【注意事項】 ・講師の都合で、希望の開催日時に添えない場合がありますので、ご了承ください。 ・苦情や要望を受ける場ではありませんので、趣旨をご理解の上、申込みください。 ・質疑などの内容によっては、その場でお答えできない場合もありますのでご了承ください。 ・会場の手配や準備、片付けは利用者が行ってください。
担当課	社会教育課
電話番号	0573-26-6853
メールアドレス	syakaikyoiiku@city.ena.lg.jp

5-7 自治会の法人化(認可地縁団体)

内容	認可地縁団体とは、自治会で所有している集会所や土地等を自治会名義で登記ができるように、一定の手続きをもとに法人格を取得した自治会や区、町など、地縁による団体を設立すること。
認可申請にあたっての要件	・地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていること。 ・自治会の区域が、客観的に明らかなものとして定められており、この区域が以前から存続していること。 ・区域に住所を有するすべての個人が自治会の構成員となることができ、その相当数の者が現に自治会等の構成員であること。 ・所定の要件を満たした規約を定めていること。
その他事項	【申請書類】 ・認可申請書 ・規約 ・総会の議事録 ・構成員名簿 ・保有資産目録、保有予定資産目録 ・前事業年度の事業報告書と決算書、当該年度の事業計画書と予算書 ・代表者になることの承諾書の写し ・認可申請する地縁団体の区域を示した図面 ※法人化を希望する自治会等は、事前にご相談ください。
担当課	地域振興課
電話番号	0573-26-6810
メールアドレス	chiikishinko@city.ena.lg.jp

自治会一覧

世帯数の変更や広報配布数が変わった場合は各振興室・振興事務所まで連絡をお願いします。

大井町 109自治会

	区名等	自治会名
1	第一区	原
2		元起
3		雀子ヶ根
4		鏡山住宅
5		舟山
6		新舟山一
7		新舟山二
8		新舟山三
9		恵那東
10		ネオライフ
11		石丸共同住宅
12	第二区	鏡山
13		岡瀬沢東
14		岡瀬沢西
15		関戸
16		日光坊
17		鴨田
18		岡瀬沢北
19		岡瀬沢中
20		東学頭
21		つつじヶ丘
22		観音寺
23		ENAグリーンヒルズ
24	第三区	土々ヶ根一
25		土々ヶ根二
26		土々ヶ根南
27		恵那峡
28		ひまわり坂
29		土々ヶ根三
30		土々ヶ根みどり組
31		はなの木東
32		奥戸
33	第四区	上町
34		横町
35		金沢町南
36		金沢町北
37		上本町
38		下本町
39		カーサグロリア
40		クリーンハウス
41		コーポF&T
42	第五区	御所の前
43		城畑
44		神徳
45		新学頭
46	第六区	田中アパート
47		南堅町
48		堅町
49		西茶屋町
50		上茶屋町
51		橋場
52		榎町
53		島田
54		下屋敷

55	第七区	長島東一
56		長島東二
57		長島東三
58		野畑一
59		野畑二
60		野畑五
61		野尻
62		コーポなかや
63		ひばりヶ丘住宅
64		長島西
65		サンリバーハイツ
66		レジデンスコンフォート
67	第八区	市場田
68		レジデンスプレザント
69		旭ヶ丘
70		野越
71		長丘
72		丸池一
73		丸池二
74		丸池三
75		丸池中組
76		丸池四
77	第九区	新栄町
78		栄町一
79		栄町上
80		東銀座
81		東新町
82		東末広町
83	第十区	中央通り一
84		舟橋町
85		西舟橋町
86		銀座一
87		銀座二
88		銀座三
89		銀座四
90		旭町
91	第十二区	末広通り一
92		末広通り二
93		二葉町一
94		二葉町二
95		南栄町
96	第十三区	中央通り三
97		北関戸
98		北関戸二
99		新関戸
100		青木
101		大林
102	第十四区	北関戸三
103		学頭一
104		学頭二
105		学頭三
106		学頭四
107		学頭五
108		学頭六
109		学頭七

長島町 69自治会

区名等	自治会名
1	上大崎
2	下大崎
3	神明町
4	東神田
5	中神田
6	西神田
7	東住吉
8	中住吉
9	西住吉
10	末広町
11	寿町
12	本通り
13	川原
14	天王山
15	みどり町
16	愛宕町
17	上久屋
18	下久屋
19	中町
20	坂の上
21	高野町
22	中西町
23	松ヶ丘
24	新田
25	槇ヶ根
26	夕陽ヶ丘
27	乗越東
28	乗越北
29	乗越南
30	乗越中
31	乗越西
32	正家上
33	正家中
34	築出
35	清水
36	南ヶ丘
37	正家下
38	宮の前
39	後田
40	永平団地
41	清水西
42	セキュレアガーデン
43	永田上一
44	永田上二
45	永田上三
46	永田下一
47	永田下二
48	永田下三
49	永田中島
50	大洞
51	羽白ヶ丘
52	羽白第一
53	竹ノ下
54	千田
55	上本郷
56	中本郷
57	下本郷
58	山中
59	茂立

60	久須見	四ッ谷
61		永平第一
62		大洞市営住宅第一
63		大洞市営住宅第二
64	大洞南	大洞市営住宅第三
65		大洞市営住宅第四
66		大洞市営住宅第五
67		自由ヶ丘
68		桜台
69		新自由ヶ丘

東野 24自治会

区名等	自治会名
1	向島
2	下沢
3	中島
4	南天王前
5	北天王前
6	小麦田
7	井の下
8	南万場
9	北万場
10	上浜井場
11	下浜井場
12	小野川
13	中辻
14	下辻
15	南中切
16	北中切
17	宮の前
18	上大門
19	下大門
20	南大門
21	上染戸
22	下染戸
23	白坂
24	北山

三郷町 19自治会

区名等	自治会名
1	寺張
2	上畑
3	伊保中切
4	中組第一
5	中組第二
6	三共第一
7	三共第二
8	深瀬第一
9	深瀬第二
10	深瀬第三
11	西組第一
12	西組第二
13	中切
14	宮の前第一
15	宮の前第二
16	東組
17	大沢
18	棕実
19	殿畑

武並町 15自治会

	区名等	自治会名
1	藤	田尻
2		瀬々良瀬
3		山足
4		上の洞
5		沖の洞
6		相戸
7		花の木
8	竹折	美濃
9		新田
10		中切
11		上野第一
12		上野第二
13		上野第三
14		陽光
15		宿

笠置町 15自治会

	区名等	自治会名
1	毛呂窪	太田
2		中田
3		森下
4		西洞
5		棚杭
6	姫栗	中切
7		切山
8		田沢
9		南
10	河合	石山開拓
11		加須里
12		中央
13		道木
14		下河合
15		栃久保

中野方町 11自治会

	区名等	自治会名
1	-	第1区
2		第2区
3		第3区
4		第4区
5		第5区
6		第6区
7		第7区
8		第8区
9		第9区
10		第10区
11		第11区

飯地町 3自治会

	区名等	自治会名
1	-	1区
2		2区
3		3区

岩村町 34自治会

	区名等	自治会名
1	1ブロック	本町一丁目
2		本町二丁目
3		本町三丁目
4		本町四丁目
5		本町五丁目
6		柳町
7	2ブロック	新道
8		江戸町
9		新市場
10		日の出町
11		日の出三丁目
12	3ブロック	殿町
13		西町一丁目
14		西町二丁目
15		新町一丁目
16		新町二丁目
17		石畑
18	4ブロック	大根洞
19		朝日町
20		一色
21		緑ヶ丘
22	5ブロック	領家
23		大通寺
24		山上
25	6ブロック	一区
26		二区
27		三区
28		四区
29		旭ヶ丘（飯留）
30		上平
31	7ブロック	五区
32		六区
33		七区
34		八区

山岡町 49自治会

	区名等	自治会名
1	山田	東1号組
2		東2号組
3		東3号組
4		東4号組
5		東5号組
6		東6号組
7		東7号組
8		東8号組
9		東上9号組
10		東下9号組
11	田沢	南10号組
12		南11号組
13		南12号組
14		南13号組
15		南14号組
16		南15号組
17	上手向	西1号組
18		西2号組
19		西3号組
20		西4号組

	区名等	自治会名
21	上手向	西5号組
22		西6号組
23		西7号組
24		西8号組
25		西9号組
26		西10号組
27	久保原	北1号組
28		北2号組
29		北3号組
30		北4号組
31		北5号組
32		北6号組
33	下手向	下手向1号組
34		下手向2号組
35		下手向3号組
36		下手向4号組
37	釜屋	釜屋1号組
38		釜屋2号組
39		釜屋3号組
40		釜屋4号組
41	原	原1号組
42		原2号組
43		原3号組
44		原4号組
45	田代	田代1号組
46		田代2号組
47		田代3号組
48		田代4号組
49		田代5号組

明智町 50自治会

	区名等	自治会名
1	第1分団	市場町
2		宮町1丁目
3		宮町2丁目
4		本町
5		常盤町1丁目
6		東山1丁目
7		東山2丁目
8		東山3丁目
9		友愛
10		新井町
11	第2分団	滝坂住宅
12		滝坂ハイツ21
13		新町1丁目
14		新町2丁目
15		徳間町
16	第3分団	向町
17		駅前町
18		常盤町2丁目
19		常盤町3丁目
20		常盤町4丁目
21	第4分団	東町
22		的場町
23		片平町
24		馬木
25		馬坂

26	第4分団	高波
27		中切
28		峰山
29		小杉
30		落倉
31		門野
32		杉平
33		杉平2区
34		野志
35		下柏尾・藤内・嵐
36	第5分団	上柏尾・岩竹
37		土助・安主
38		才坂
39		大舟
40		小泉
41		吉良見1号
42		吉良見2号
43		吉良見3号
44		吉良見4号
45		上田良子
46		下田良子
47		大栗
48		上田
49		阿妻上
50		阿妻下

串原 11自治会

	区名等	自治会名
1	第1区	福原、森上、大竹、岩倉
2	第3区	相走、大野
3	第6区	閑羅瀬
4	第7区	川ヶ渡
5	第8区	柿畑
6	第9区	木根
7	第10区	大平
8	第11区	松本、戸中、平山、中山
9	第12区	峯
10	第13区	松林
11	第14区	中沢

上矢作町 48自治会

	区名等	自治会名
1	小笹原	小笹原1
2		小笹原2
3	島	島1
4		島2
5	達原	達原2
6	横道	横道1
7		横道2
8		横道3
9		横道4
10		横道5
11		横道6
12		横道7
13	飯田洞	川原島住宅
14		飯田洞1
15		飯田洞2
16		飯田洞3
17		飯田洞4

	区名等	自治会名
18	飯田洞	飯田洞 5
19		飯田洞 6
20	本郷	本郷 1
21		本郷 2
22		本郷 3
23		本郷 4
24		本郷 5
25		本郷 6
26		本郷 7
27		本郷 8
28		本郷 9
29		本郷 1 0
30		本郷 1 1
31		本郷 1 2
32		末広住宅
33	木の実	木の実 1
34		木の実 2
35	漆原	漆原 1
36		漆原 2
37		漆原 3
38		漆原 4
39	下	下 1
40		下 2
41		下 3
42		下 4
43		下 5
44	小田子	小田子 1
45		小田子 2
46		小田子 3
47		小田子 4
48		小田子 5

計 467自治会



恵那市公式キャラクター
エーナ